

公立高等学校の生徒に係るインターンシップの実施に関する要綱

平成16年11月11日決定

平成19年 5月29日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県の機関において公立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の生徒をインターンシップの実習生（以下「実習生」という。）として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、実習生の在籍する学校（以下「在籍校」という。）の長が定める教育計画に基づき、実習生に対して就業体験の機会を提供し実地的な行政事務を実習させることにより、職業観・勤労観を育成するとともに、主体的な職業選択能力を高めることに寄与することを目的とする。

(受け入れる所属)

第3条 実習生を受け入れる所属（以下「受入所属」という。）は、教育庁の本庁各課、教育事務所及び教育機関（学校を除く。）とし、教育振興部指導課長（以下「指導課長」という。）を経由して、予め提示する。

2 前項の規定にかかわらず、他部局において実習することが適当と認められるときは、指導課長は企画管理部教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）を経由して、他部局の人事担当課長に実習生の受入を依頼する。

(実習生の受入手続)

第4条 公立高等学校の長は、教育活動の一環として生徒の実習を希望する場合は、指導課長に対して実習の申込みを行う。

2 指導課長は、第2条に規定するインターンシップの目的に沿うと認める場合は、実習生の受入れを決定する。

3 指導課長は、前項の規定により実習生の受入れを決定した場合は、受入所属の長及び在籍校の長に通知する。

(実習期間)

第5条 実習期間は、原則として5日以内とする。

(実習時間)

第6条 実習時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

(報酬)

第7条 県は、実習生に対して、報酬、賃金その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(経費の負担)

第8条 居住地から実習場所までの交通費、食事代その他実習に伴う経費は、実習生の負担とする。

(保険の加入)

第9条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

(服務)

第10条 実習生は、千葉県職員的身分を有しない。

- 2 実習生は、実習時間中は、実習に専念しなければならない。
- 3 実習生は、実習時間中は、千葉県職員が遵守すべき法律、条例その他の法令を遵守するとともに、受入所属の職員の指示に従わなければならない。
- 4 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても、同様とする。

(誓約)

第11条 実習生は、誓約書（別記様式）を指導課長に提出しなければならない。

- 2 在籍校の長は、実習生に対して、前項の誓約を遵守するよう指導徹底するものとする。

(実習の中止)

第12条 受入所属の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第10条に定める義務に従わないとき。
 - (2) 実習を継続することにより、県の業務に支障が生じまたは生じる恐れがあるとき。
 - (3) 前各号に定めるほか、実習を継続することが困難な事情があるとき。
- 2 受入所属の長は、前項の規定により実習を中止したときは、指導課長を経由して、在籍校の長に通知する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項は、教育総務課長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

別記様式（第11条第1項）

誓 約 書

千葉県教育委員会教育長 様

私は、千葉県教育庁においてインターンシップの実習を行うに当たり、法令を遵守し、実習に専念いたします。

また、実習中に知り得た秘密については、実習中はもちろん実習終了後も、何人に対しても一切漏らしません。

以上、誓います。

平成 年 月 日

〇〇高等学校 〇〇 〇〇 印（生徒）

〇〇高等学校長 〇〇 〇〇 印（責任者）